

議 事 録

議 長 只今から、令和5年12月定例農業委員会を開会させていただきます。
まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。
なお、この会議は農業委員会等に関する法律第32条に「総会は公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものとしていたします。

事務局 傍聴者はありません。
なお本日の委員会は、農業委員定数14名中12名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。
また、推進委員は6名中5名の委員が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は8件、ご報告申し上げます案件は3件となっております。
署名委員ですが、田中委員と宗野委員です。
最後まで、よろしくお願い申し上げます。
それでは議案第24号1番案件を議題とします。まず、事務局から議案の朗読をお願いします。

事務局 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請書について

【1番案件 朗読】

農地法第3条第2項各号の判断については、お手元の調査書のとおり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上でございます。

地区委員 それでは議案第24号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

【場所説明】

申請地は、●●●●●さんが●●●●●さんから購入した家の裏にある田です。家を購入した際に宅地の登記はできましたが、田は小面積で、●●●さん自身が当時2反以上の制限がかかっていたことから登記ができず、申請地だけはまだ●●●●●さんの名義となっております。

譲渡人の●●さんはもともと●●●●●に住まわれていましたが、出られ、田の維

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第25号につきまして、案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案第25号 農地法第3条許可の取消しについて

【案件 朗読】

それでは議案第25号につきまして、事務局からご説明させていただきます。

【場所説明】

●●●の左側にあるのが●●●●●●の田であり、この地番に寺院が建っていることが判明したため、許可の取消願が提出されました。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 これはいつ許可した案件ですか。

事務局 令和4年3月です。

委 員 一部の地番に寺院が建っているだけなのに、なぜ申請地すべての許可を取り消すのですか。

事務局 一部ではなく全体で取消しをしたいと申請者さんが申出されたからです。

委 員 令和4年3月に許可したのであれば、登記は変更されているのではないですか。

事務局 登記はすべて変更されておりません。

委 員 登記していない理由を聞いていないのですか。

また、他の土地は移転しなくていいのですか。

許可を取り消すのは一筆のみでいいのではないかと思いますので、すべての場所の許可を取り消したい理由をお聞きになってないのですかという質問です。

以前、一部の場所は現況が農地ではないので、その場所を除いて許可した案件があったと思います。

今回の案件は、現在のままではお寺の敷地まで農業をする義務が生じてしまうので、一筆だけ外せばいいと思います。

話がこじれ、以前に許可された案件をなかったことにしようとしているのか、あるいは他の場所は改めて許可申請されるのか、事情は分からないでしょうか。

事務局 申請者と地権者で色々ご事情があり、もう一度仕切り直して許可申請書を提出するという話でした。

委員 一筆ではなく、すべての許可を取り消す意向は間違いないのですね。

事務局 はい。

委員 話し合いの結果、寺院の敷地を除いてもう一度申請があるかもしれないという理解でいいですか。

事務局 はい。

委員 責任を問うわけではありませんが、農地でない土地を許可してしまっているのので、今後このようなことがないようにするため、調査事項に何かを加えるようなことも次の問題点としてあると思います。

事務局 事務局としましても、委員がおっしゃるように、受付時点で許可の判断に影響する部分はチェックリストなどを作成し、確実に確認できるような体制を考えていきたいと思っています。

議長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第26号1番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書について

【1番案件 朗読】

地区委員 それでは議案第26号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。
今回この議案に関しましては、●●●●さんの所有地に●●●●さんが使用
貸借による権利の設定をするものであります。
●●●●さんは、●●●●さんの長男であります。
また、●●●●さんは家の周辺に農地を所有されており、長男の家を必要と
されているので、申請に至りました。
【場所説明】
●●●●さんの家の周辺は、ほとんど農地として管理されている地域です。
●●●●さんが結婚され、家を建て、農地として継続され、後を継ぐというこ
とで今回の農地転用申請をされました。
以上よろしくご審議お願いします。

事務局 事務局から補足説明をさせていただきます。
農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書をご覧ください。
申請に係る事項ですが、農家住宅、●●●㎡の永久転用でございます。
市街化調整区域ですので、許可案件となります。
農地の区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規
模がおおむね10ha未満であり、農地法施行規則第46条に該当することから、
第2種農地と判断しております。第2種農地ですので、いくつかの候補地を検
討したうえで、ここに建てないと目的を達成できないという理由が必要で
すので、申請者と協議しておりました。農業委員会の意見決定の理由は、●●さん
親子は近隣や大阪狭山市で住居を探されましたが、いい物件が見つからず、所
有地を見渡せる申請地以外には農業を継承できる土地がなく、農業振興整備計
画に達成に支障を及ぼさないと認められることから、許可相当と考えておりま
す。
以上です。

議 長 ありがとうございます。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 周りはすべて●●●●さんの農地ですか。

委 員 果樹畑です。農地の一部である畑の中に家を建てるということです。

議 長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第26号2番案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 【2番案件 朗読】

それでは議案第26号2番案件につきまして、事務局からご説明させていただきます。

本件は、下水道管敷設工事の設計に伴う地質調査でございます。

【場所説明】

4m四方の櫓を4箇所建てまして、調査を行うものです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書をご覧ください。

面積は、16㎡×4箇所の64㎡。農地の区分は、土地区画整理事業区域内の土地なので、農地法施行令第7条第1項第3号に該当することから第3種農地と判断しております。

農業委員会の意見決定の理由は、地質調査は一時的な利用に供されるためのものであって利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であり、農業振興地域整備計画の達成に使用を及ぼさないことから、許可相当と考えております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委員 高向・上原土地区画整理事業の地質調査は、初めてですか。少し遅いように思っています。

事務局 初めてです。この4箇所だけを地質調査すると聞いています。

委員 小山田は大分先の話ですが、もう2、3年前から始めています。今頃地質調査をされるのですか。

事務局 下水道管の工事のための地質調査と聞いております。

委員 下水道管設置用の調査ですか。

事務局 下水道管を埋めるところをどこにするかという調査で、それを設計するための調査です。

委員 第2弾、第3弾と今後も申請される予定ですか。

事務局 本転用になれば、すべて一緒に許可となります。

委員 「申請に係る事項 事業計画 用途」は「9その他」となっていますが、正しいですか。

事務局 地質調査は1から8に該当しないことから、「9その他」となります。

議長 他にご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第27号1番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 議案第27号 農用地利用集積計画の作成について

【1番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第27号1番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●さんと貸し手である●●さんとの間で1年前に設定された利用権について、その契約の更新を行うために申請されたものであり、今回が初めての更新となります。

まず、借り手の●●さんにつきましては、平成25年度に本市の農業研修講座を受講、翌年の平成26年より、当時当該農地を借りていた●●さんの営農指導を受けながら、農業に従事されておりました。

その後、●●さんが市外に引っ越しをされたため、令和4年度より●●さんが当該農地を借りていますが、●●さんも引き続き当該農地に通り、共同で営農されています。

当該農地では、季節ごとの多種多様な野菜類の作付けを行っており、現在ではあすかてくるで河内長野店へも随時出荷されておられます。

一方、貸し手の●●さんは、現在も他府県に住んでおられ、当該農地の日常管理が難しいということで、当該農地を●●さんに任せたいという意向を持っています。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第27号1番案件について、ご説明させていただきます。

【場所説明】

11月17日の10時頃、借り手の●●●●さんと面談と現地確認をしました。なお、貸し手の●●さんは他府県にお住まいのため、今回は立ち会いができないので、内容については農林課に●●さんとの電話で協議を行っていただきました。

農林課から報告があったとおり、借り手の●●さんは平成25年に本市の農業研修講座を受講され、翌年の平成26年から当該農地を借りていた●●さんの営農指導を受けながら、農業に従事されています。

圃場ではかなり多種多品目の種類の物が植えられており、イチゴ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、大根、ニンジン、ネギ、エンドウ等々の品目を作付けされていました。その他、ムラサキヤマイモ、ウコンの栽培もされています。

現在、あすかてくるで河内長野店に随時出荷をされており、圃場はきれいに管理をされていることから、熱心に営農に取り組んでいることが分かりました。

一方、貸し手の●●さんは、現在も他県に住んでおられ、当該農地の管理が難しいことから●●さんに管理を任せたいという意向でございます。

以上よろしくご審議お願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第27号2番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局

【2番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課

議案第27号2番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象農地については議案書のとおりでございます。

本件につきましては、●●さんが農業経営を開始するために、河内長野市農用地利用集積支援制度を活用して新たに利用権を設定するものであります。

まず、●●さんは令和3年度河内長野市農業研修講座を修了され、その後農地を探しながら●●●の貸農園で野菜づくりを続けていたところ、当該農地を見つけて借りられることとなりました。

当該農地ではニンニク、ネギ、キュウリ、トマト、じゃがいもなど、季節ごとに多種多様な野菜の栽培を計画されています。

生産する野菜については、収量が安定すれば、あすかてくるで河内長野店等の市内直売所への出荷も行っていきたいとのことでした。

一方、貸し手の●●さんにつきましては、●●●●さんが当該農地の一部を使用していましたが、農業以外のお仕事に従事されており、全面の活用が難しいため、当該農地を●●さんに任せたいという意向を持っています。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員

それでは、議案第27号2番案件について、ご説明させていただきます。

10月30日に借り手、貸し手の両名と現場立ち会いを行いました。

【場所説明】

以前、●●さんの利用集積の件で報告したことがあるのですが、貸し手の●●さんは申請地の近くで多くの土地を持っておられるのですが、ご主人が勤めていることから全部の土地を管理するのが難しく、借り手を探しておられました。

借り手の●●さんは58歳の女性です。先ほど説明があったように研修講座を受けられ、貸し農園で様々な物を作っておられたそうですが、もう少し広いところがいいということで、この土地を借りることになったそうです。

●●さんは今後農機具などを購入される予定で、あまり使ったことないとおっしゃっていましたが、立会いの3日後に私がたまたま申請地付近を通った際、●●さんの管理地を借りて練習されていました。

また、立会いのときも、図面のここに何を植えるなど、全部計画を立てられて

いたので、熱心に取り組まれる方という印象です。

今後は、●●地区で大きい土地があればさらに借り、あすかてくるで等にも出荷したいという意向を持っておられますので、できれば本案件を承認していただきたいと私は思っております。

以上よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。次、議案第27号3番案件につきまして、案件の朗読をお願いします。

事務局 【3番案件 朗読】

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

農林課 議案第27号3番案件につきまして、ご説明させていただきます。

今回、利用集積計画の作成を申し出た借り手、貸し手及び対象の農地は議案書のとおりでございます。

本件につきましては、借り手である●●●さんが農業経営継続のために、貸し手である●●さんとの間で利用権を更新するものであり、3回目の更新となります。

借り手の●●●さんは、●●実行組合の実行組合長を18年以上務めておられ、以前から当該利用権設定農地に道を挟んで対面する農地を利用権設定によって借り受け、水稻と大豆を中心に農作物を栽培しており、大豆等については出荷と販売を行っておられます。

また、当該利用権設定農地では、大豆のほか、イチゴ、ジャガイモ、玉ねぎなどの作付を行っています。

一方、貸し手の●●さんは、遠方にお住まいで農地管理が困難なため、当該農地を●●●さんに任せたいという意向を持っております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

地区委員 それでは、議案第27号3番案件について、ご説明させていただきます。

11月16日に借り手の●●●さんと現地でお会いしました。

【場所説明】

貸し手の●●●さんは●市にお住まいで、当日はお会いできていませんが、引き続き●●●さんにお任せしたいという意向だそうです。

申請地では主に枝豆を栽培されており、毎年●●●の直売に持って行かれ、楽しみに待っておられると聞いております。

豆は連作障害がありますので、今回連作障害のことを聞くと、水を溜めて、リセットして、また隣の場所を使うことで障害対策をしているとおっしゃっていました。

また、枝豆の他には、イチゴ、玉ねぎ、そら豆などが栽培されておりました。

●●●さんは現在76歳と少し高齢ですが、今は元気に体調の問題なく作業されているので、5年更新となりました。万が一、5年間のうちに農作業が困難になった場合でも、息子さんが同居されているので、維持管理は責任を持ってさせていただきますとおっしゃっていました。

手頃な広さで、水は隣に年中流れておりますし、周囲はネットがずっと張り巡らされているのでイノシシの被害はなく、車はすぐ横まで入っていけるので、すごく使いやすい条件の農地なので、今後も活用していただけるのではないかと思います。

以上よろしくご審議お願いします。

議長 ただいま、農林課と地区委員から説明がありました。皆さんからのご意見、ご質問を求めます。

(なしの声あり)

議長 ご意見がないようでしたら、本案件については承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、承認することと決しました。

これで審議案件8件は終了しましたので、報告案件に入りたいと思います。

本日ご報告申し上げます案件は、3件でございます。

では、報告第18号1番案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

【1番案件 朗読】

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付すべき書類が添付されている等、要件を満たすため、受理するものです。

【2番案件 朗読】

なお、対象地につきましては、市街化区域内の農地であることから、農地法第4条第1項第7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)に基づき、届出書に添付すべき書類が添付されている等、要件を満たすため、受理するものです。

以上です。

議長 次に、報告第19号案件の朗読及び説明をお願いします。

事務局 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

【案件 朗読】

本件は、賃借人の●●●●●さんは高齢となり、耕作するのが難しくなってきたことから、耕作規模を変更し、先程承認いただきました議案24号2番案件の自宅の裏の農地のみを管理したいという意向から双方合意の上、解約に至りました。

議長 以上、報告案件3件、ご報告をいただきました。皆様のご質問、ご意見を求めます。

委員 報告第18号2番案件は、なぜ届出者がたくさんおられるのですか。

事務局 共有名義だからです。

委員 場所はどこですか。

事務局 【場所説明】

議 長 他にご意見はございませんか。

 (なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして、本日の審議案件と報告案件を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18条第3項の規定によりここに署名する。

議長	垣内 俊夫	
署名委員	田中 一郎	
署名委員	宗野 敏雄	

協 議 会

協議事項

- 1 1月定例農業委員会について
開催日 令和6年1月9日(火)午後1時30分から
場 所 行政委員会室
- 2 大阪農業時報第855号について
- 3 農業委員会手帳の配布
- 4 活動記録カードについて
- 5 その他

令和5年12月定例農業委員会出欠状況

【農業委員14名・推進委員6名】

番号	氏名	委員・役職名	出欠状況	備考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	出席	
2	峯垣外 薫	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	小西 康之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	藪本 源悟	推進委員	出席	
6	新谷 直美	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	谷口 耕一	推進委員	欠席	
8	西 定彦	農業委員	欠席	
9	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
10	北谷 清一	推進委員	出席	
11	田中 一郎	農業委員	出席	議事録署名人
12	前田 一郎	農業委員	欠席	
13	泰中 利郎	推進委員・幹事・企画編集委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	議事録署名人
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員	出席	
18	村田 洋三	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
19	中野 毅	農業委員	出席	
20	比嘉 一美	農業委員	出席	